ひと　まち　自然　笑顔が輝くまち

広報いんざい

特別号

令和2年(2020)5月15日発行
No.905

発行　千葉県印西市
電話 0476-42-5111
https://www.city.inzai.lg.jp/

市では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として、国の支援策である特別定額給付金(1人10万円給付)の他、市独自の子育て世帯や中小企業への支援策などを加えた、110億7,851万1千円を増額する一般会計補正予算を組み、4月30日に市議会臨時会において可決されました。本特別号では、新型コロナウイルス感染症に関する各種の情報をお知らせします。

また、皆さんの外出自粛など、感染拡大防止の行動変容の成果が確実に表れはじめ、緊急事態宣言の一部解除も見込まれる状況になっていますが、再び感染が拡大する可能性もあります。国から示された、新型コロナウイルスの感染を予防する『新しい生活様式の実践例』(本紙3面)を、一人ひとりが心がけてください。

1人10万円を給付 特別定額給付金

給付対象 … 基準日(令和2年4月27日)に市の住民基本台帳に記録されている人
手続きを行う人 … 世帯主が同一世帯全員分の申請を行います
受付期間 … 8月31日(月)(当日消印有効)まで
給付開始日 … 申請のあった人に順次振り込む予定です(申請から2～3週間程度かかります)

市専用コールセンター
☎33-4931
(9時～17時・土曜、日曜日、祝日を除く)

郵送で申請

市から世帯主宛てに申請書を5月25日ごろ発送
※生活に困窮し急を要する人は、5月22日(金)までに市ホームページから申請書をダウンロードし、申請できます。詳しくは相談ください

ステップ1
申請書に振込口座を記入

ステップ2
振込口座と本人確認書類の写しを準備

ステップ3
申請書、振込口座の確認書類と本人確認書類の写しの3点を同封した返信用封筒で市に郵送

DV被害により避難している人へ

一定の要件を満たしている場合、世帯主でなくても、申出書を提出することで、給付金を受け取ることができます。詳しくはご相談ください。

問社会福祉課厚生係(☎33-4513・FAX42-0381・✉syafukuka@city.inzai.chiba.jp)

オンラインで申請

ステップ1
◎**準備する物**…世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーカード読み取り対応スマホ(またはパソコンとICカードリーダー)、マイナンバーカードの暗証番号、振込先口座の確認書類
※マイナンバーカードを作成していない人は、郵送での申請を利用ください

ステップ2
スマホはマイナポータルアプリの検索、インストール

iOSはこちら　Androidはこちら
※パソコンは「マイナポータル」で検索

ステップ3
特別定額給付金の申請画面で、必要事項を入力の上、振込口座の確認書類をアップロードし、電子署名により本人確認を実施

特別定額給付金を装った詐欺に注意!

「特別定額給付金」の給付を装って、個人情報を聞き出したり、手数料の振り込みを求める詐欺の発生が予想されます。

市役所や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

このような電話がかかってきたら、自分だけで判断せず、家族や警察に相談しましょう。

問印西警察署(☎42-0110)、電話de詐欺相談専用ダイヤル(☎0120-494-506)、市民活動推進課防犯対策係(☎33-4435)

市が18歳までの子へ1万円を給付
～子育て世帯への臨時特別給付金～

小中学校の臨時休業などにより影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みとして、国の給付金に加え、市独自の臨時特別給付金(一時金)を支給します。

印西市独自の給付金

給付対象
令和2年3月31日に印西市に住民登録のあった、平成14年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた人

給付額
1人当たり1万円

申請方法
市から児童手当・特例給付の給付を受けている人は申請不要
※その他の対象世帯は申請が必要。市から申請書を6月中に送付予定
※期間中は窓口が混雑することが予想されます。感染拡大防止のため、原則郵送での申請をお願いします

給付日
6月中を予定(申請が必要な人へは随時支給)
※DV被害により避難している人は相談ください
※申請書などは市ホームページに掲載

国が支給する給付金

令和2年4月分(3月分含む)の児童手当対象児童に1人当たり1万円を支給します。

市から児童手当の給付を受けている人は申請不要
※公務員は所属庁の証明と申請が必要

問子育て支援課給付係(☎33-4645)

市が事業者へ10万円を給付
～中小企業等緊急支援給付金～

対象者
4月14日以前から市内で事業を営む中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者および個人事業主

対象要件
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月14日から5月31日までの間に休業または営業時間の短縮(1日でも可)を実施した事業者

給付額
一律10万円

申請方法
申請書に必要書類を添え、郵送で「印西市中小企業等緊急支援給付金担当」へ
※申請書は市ホームページ、商工観光課、各支所、市商工会で
※条件により必要書類が異なります。詳しくは市ホームページ参照

問商工観光課商工振興係(☎33-4483)

5月31日まで休止している市施設の再開　緊急事態宣言の状況などを踏まえ、市対策本部会議で決定します。決定次第、市ホームページでお知らせします

新型コロナウイルス感染症対策各種支援〔令和2年5月11日現在〕

首相官邸ホームページに「くらしとしごとの支援策」がまとめられていますのでご参照ください

個人・世帯向けの各種支援

支援策		概要	条件など	相談窓口
特別定額給付金 給付 ※表紙参照		1人**10万円**	令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人	社会福祉課厚生係(☎33-4513)
子育て世帯への臨時特別給付金 市独自給付 ※表紙参照		0歳から18歳までを対象に1人当たり**1万円** ※国の給付金(児童手当対象者1人当たり**1万円**)もあり	平成14年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた人	子育て支援課給付係(☎33-4645)
家計が維持できない	**緊急小口資金** 貸付	[貸付上限]**10万円**(条件により最大**20万円**) [据置期間]1年以内 [返済期間]2年以内　※無利子・保証人不要	休業などにより収入が減少した世帯	市社会福祉協議会(☎42-0294)
	総合支援資金 貸付	[貸付上限]2人以上の世帯・月**20万円**、単身世帯・月**15万円**を3カ月以内 [据置期間]1年以内 [返済期間]10年以内　※無利子・保証人不要	失業などにより日常生活が困難な世帯	
住居を失う・失うかも	**住居確保給付金** 給付	一定期間、家賃相当額を給付 [給付上限]1人世帯**37,200円**、2人世帯**45,000円**、3人世帯**48,400円**	離職や廃業後2年以内、または収入が減少している人。収入額や資産の条件があります	いんざいワーク・ライフサポートセンター(☎85-8267)
療養のため仕事に行けない	**傷病手当金** 給付	直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数 ※日額には上限があります	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入しており、新型コロナウイルスに感染、またはその疑いがあり、仕事ができない人	国保年金課給付係(☎33-4464) 高齢者医療年金係(☎33-4470)
税金などが支払えない	**地方税の徴収猶予**	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての市税の納税を1年間猶予	収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していて、納税が困難な人	【地方税】納税課債権回収対策室(☎33-4448) 【国民健康保険税】国保年金課保険税係(☎33-4462)
	国民健康保険税の減免	減免	前年に比べ収入が減少した人など ※詳細が決定次第、市ホームページなどでお知らせ	国保年金課保険税係(☎33-4462)
	介護保険料の徴収猶予と減免	徴収猶予と減免	前年に比べ収入が減少した人など ※詳細が決定次第、市ホームページなどでお知らせ	高齢者福祉課介護保険係(☎33-4623)
	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	支払い猶予	支払いが一時的に困難になった人	【市営水道・下水道】第一環境㈱印西営業所(☎46-1161)、水道課業務係(☎97-1111)、下水道課業務係(☎33-4696) 【県営水道】船橋水道事務所千葉ニュータウン営業所(☎46-3514)

事業者向けの各種支援

支援策		概要	条件など	相談窓口
中小企業等緊急支援給付金 ※表紙参照 市独自給付		市内に事務所などを有する事業者に**10万円**	休業または時短営業を実施した中小企業者・個人事業主	商工観光課商工振興係(☎33-4483)
売上が減少した	**持続化給付金** 給付	[給付額]法人**200万円**、個人事業主**100万円** ※昨年1年間の売上からの減少分が上限	①売上が前年同月比で50%以上減少②2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する③法人の場合は資本金または出資の総額が10億円未満、または常時使用する従業員が2,000人以下	持続化給付金事業コールセンター(☎0120-115-570)
	(仮称)千葉県中小企業再建支援金 給付	テナント料の負担や感染症防止対策に係る経費などを支援 [支給額]複数の事業所を賃借している場合**40万円**、1事業所を賃借している場合**30万円**、賃借している事業所がない場合**20万円**※	売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する中小企業、個人事業主 ※休業要請の有無などで支給額が異なります	県中小企業再建支援金相談センター(☎0570-044894)
融資を受けたい	**セーフティネット資金(4号・5号・危機関連保証)** 融資	4号・5号 [保証限度額]一般保証と別枠で最大**2億8,000万円** 危機関連保証 [保証限度額]最大**2億8,000万円**	売上が一定以上減少している中小企業者	県商工労働部経営支援課金融支援室(☎043-223-2707)
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 融資	各貸付制度とは別枠で最大**3億円** [据置期間]5年以内	売上が前年または前々年比5%以上減少している中小企業者	日本政策金融公庫松戸支店(☎047-367-1191)
	農林漁業セーフティネット資金 融資	長期運転資金を融資します [限度額]**1,200万円**　[据置期間]3年以内 [返済期間]10年以内 その他、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子などの支援があります	資金繰りに著しい支障をきたし、経営維持が困難な事業者	日本政策金融公庫千葉支店(☎043-238-8501)
労働者に休んでもらう	**雇用調整助成金** 助成	休業手当などを助成 [助成額]労働者1人につき上限1日**8,330円**	労働者に対して、一時的に休業などにより雇用の維持を図った事業者	千葉労働局職業対策課(☎043-221-4393)
	小学校休業等対応助成金(事業主向け) 助成	[助成額]労働者1人につき上限1日**8,330円**	小学校などの臨時休業により、保護者に年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)
仕事ができない	**小学校休業等対応助成金(フリーランス向け)** 助成	[助成額]上限1日**4,100円**	小学校などの臨時休業により、個人で委託を受けた仕事などができなくなった人	
まずは相談したい	**経営相談**	中小企業、小規模事業者を対象に「資金繰りに不安がある」「利用客が激減している」などの相談を受け付けています		【平日】日本政策金融公庫松戸支店(☎047-367-1191) 【土曜、日曜日、休日】千葉県信用保証協会(☎043-221-8111)
	特別労働相談	賃金不払いや解雇など、労働問題に関する特別労働相談窓口です		千葉県労働局総合労働相談コーナー(☎043-221-2303)

配偶者などからの暴力 1人で悩んでいませんか

～DV被害者相談窓口～

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業などが行われる中、生活不安やストレスから、DVの増加や深刻化が懸念されています。

内閣府男女共同参画局では、緊急的にDVの相談体制を拡充しています。専門の相談員が対応し、面談や同行支援、緊急的かつ一時的な保護(宿泊場所の提供)をします。

【DV相談ナビ】
☎0570-0-55210(ここにでんわ)(最寄りのDV相談支援センターに自動転送)

【DV相談＋(プラス)】
▶☎0120-279-889(24時間電話対応)
▶ホームページhttps://soudanplus.jp

差別や偏見をなくしましょう　～人権への配慮～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、または医療従事者やその家族などに対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめなどがあってはなりません。正確な情報の入手に努め、冷静な行動を取りましょう。

法務省の人権擁護機関では、さまざまな人権問題について、相談を受け付けています。

【みんなの人権110番】☎0570-003-110
【子どもの人権110番】☎0120-007-110
【女性の人権ホットライン】☎0570-070-810
【外国語人権相談ダイヤル】☎0570-090-911
【インターネット人権相談】https://www.jinken.go.jp

小中学生の家庭学習を支援

市内小中学校の臨時休業(5月31日まで)により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校では次のような家庭学習の支援を行っています。

○市教育センターのホームページに掲載される学習コンテンツの紹介
○学校ホームページや学校メールで各学年の課題を提示
○希望する児童生徒への学習教材の印刷・配付
○教科書や副教材、ドリルなどを活用した自主学習の提示など
※児童生徒へ学習課題を郵送で配付しています

問指導課指導班(☎33-4705)、教育センター(☎47-0400)

新しい生活様式の実践例

感染拡大を予防する『新しい生活様式』にご協力をお願いします

5月4日、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう、今後、日常生活の中で取り入れてほしい実践例が厚生労働省から示されました。

①1人ひとりの基本的な感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

□人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
□遊びに行くなら、屋内より屋外を選ぶ
□会話をするする際は、可能な限り真正面を避ける
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人とあう際には、体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合のみ
□発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモにする
□地域の感染状況に注意する

②日常生活を営む上での基本的対策

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□3密(密集・密接・密閉)の回避
□毎朝体温測定、健康チェック(発熱や風邪の症状がみられる場合は無理せず自宅で療養)

③日常生活の各場面での対策

買い物

□通販も利用
□1人または少人数で空いた時間に
□電子決済の利用
□計画を立てて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは前後に空きスペースを

娯楽・スポーツ

□公園は空いた時間に、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画などを活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違う時は距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離をとるかオンラインで

公共交通機関

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーを利用
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく、横並びで座る
□料理に集中し、お喋りは控えめに
□お酌やグラス、御猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

④働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと
□オフィスはひろびろと　□会議はオンライン
□名刺交換はオンライン　□対面での打ち合わせは換気とマスク

高齢者が気を付けたいポイント

問高齢者福祉課生きがい支援係(☎33-4592)

さまざまな活動が自粛され、運動や活動する機会、人と会って交流する機会が少なくなっています。「動かない生活」「人と話さない生活」が続くと、体力の低下やフレイル(虚弱)などが心配されます。3つの密を避けながら、健康づくりを行いましょう。

❶手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症予防を行いましょう

❷動かない時間を減らす工夫をし、自宅でもできる簡単な運動を行いましょう

○ラジオ体操、足踏み、筋トレ、ストレッチ、人混みを避けた散歩など
○座っている時間よりも、立ったり歩いたりする時間を増やしましょう

❸1日3食、バランスの良い食事をしっかりとりましょう

○免疫力を維持することにも役立ちます

❹電話などで意識して会話し、口周りの筋肉も使いましょう

○しっかり噛んで食べる、歌を歌う、早口言葉もお勧めです

❺今の状況こそ、互いに支え合い、意識して交流しましょう

○家族や友人と電話や手紙、メールやSNSで交流したり、買い物などで困ったときの支え合いも大切です

❻心配なこと、困ったことは相談しましょう

○家族や友人に相談するほか、地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。自分のこと以外でも、地域で気になる人や心配な人がいたら、ご相談ください

〈各地区の地域包括支援センター〉

印西北部地域包括支援センター(☎85-4085)
印旛地域包括支援センター(☎33-7062)
印西南部地域包括支援センター(☎37-3120)
本埜地域包括支援センター(☎85-4845)
船穂・牧の原地域包括支援センター(☎29-4001)

大人の健(検)診の実施について

今年度の大人の健(検)診については、広報いんざい4月15日号でお知らせしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、実施時期、方法など変更する場合があります。

※妊婦や高齢者、基礎疾患があり重症化が心配される人は、健(検)診の受診時期などについてご相談ください

問中央保健センター(☎42-5595)

乳幼児健診の延期および相談・教室の中止について

現在、保健センターが実施する全ての幼児健康診査を延期、相談・教室は中止しています。安全に健診などが再開できるまで、しばらくお待ちください。

そのため、各健診などの配布資料を順次郵送しています。子どもの様子を確認するため、返信用封筒を同封していますので、健診票の回収にご協力ください。

また、発育や発達、家族の体調、歯や栄養に関する困りごとに対応するため、保健センターから連絡する場合があります。なお、健診の再開は市ホームページに掲載し、対象者には個別通知をします。

※電話相談は随時受け付けています。沐浴(もくよく)や離乳食などの子育て情報について、市ホームページで動画を公開していますのでぜひご覧ください

問中央保健センター(☎42-5595)

今、自然災害が発生したら

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、もしも自然災害などが発生し避難所が開設された場合には、過密状態とならないよう、スペースの確保や十分な換気を行うなど、感染症対策を実施します。

大勢の人が集まると、感染のリスクが高まるので、避難する際には、次の点に留意してください。

また、災害の種類(地震、台風など)や地域の特性などの状況に応じた行動ができるよう、日頃から家族、近所の人たちと話し合うことも大切です。

▶3密を避けるために

- 自宅が安全な場合は、自宅の中でより安全な場所での「在宅避難」をしましょう
- 可能な場合は、安全を確保できる親戚や知人宅などに避難しましょう

▶避難所へ避難する場合は

- 感染を防ぐため、可能な限りマスクの着用や体温計、消毒液を持参しましょう
- 手洗いや咳エチケットを徹底しましょう
- 十分な換気を行うため、寒さ対策をしましょう
- 熱や咳などがある場合は、すぐに現地職員に申し出ましょう

問防災課危機管理室(☎33-4428)

家庭でのマスクなどの捨て方

新型コロナウイルスに感染した人や、その疑いがある人などが家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」、そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心掛けましょう。

- 「ごみの捨て方」を守ることで、家族だけでなく、ごみを扱う処理業者などにとっても、感染症対策として有効です。また、ポイ捨ては絶対にやめましょう。

問クリーン推進課推進係(☎33-4504)

市民10万人の飲食店応援プロジェクト

#印西エール飯(めし)

ハッシュタグ　INZAI TAKEOUT PROJECT

“美味い”はコロナに負けない

あの店、あの味を守れるのはあなたです。1人では救うことができなくても、10万人が集まれば救うことができる。1人が1食をテイクアウトしただけで、10万食。印西市民10万人のテイクアウトで、印西の“美味い”を救おう。

問市観光協会(☎42-7530)月曜、水曜、金曜・9時～16時

公園は密を避けてご利用を

不要不急の外出を自粛するよう求められているところですが、心身の健康維持のため、公園は通常通り開園しています。

密接・密集とならないよう「混んでいたら利用しない」「いつもより短めに」「独占しないように使う」などを心掛けて利用するよう、ご協力をお願いします。

問都市整備課管理係(☎33-4663)

要介護認定更新手続きの一部を変更します

要支援・要介護認定に係る更新申請は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査が困難な場合、申し出により、現在の介護度の有効期間を1年間延伸することができます。

なお、新規申請、区分変更申請については、通常通りの運用です。詳しくは下記へお問い合わせください。

問高齢者福祉課介護認定給付係(☎33-4624)

外国人の皆さんへ　For Foreign Residents

問企画政策課政策推進係(☎33-4068・✉kikakuka@city.inzai.chiba.jp)

新型コロナウイルス多言語情報サイト

○新型コロナウイルス多言語相談センター
https://www.facebook.com/tagengosoudan/

○NHK WORLD

○総務省(定額給付金)

CORONAVIRUS info in Multiple Languages

○The New Coronavirus Multilanguage Consultation Center
https://www.facebook.com/tagengosoudan/

○NHK WORLD

○Ministry of Internal Affairs and Communications (Special Cash Payments)

次の症状がある人は、すぐに相談を

新型コロナウイルス感染に関する相談・受診の目安について、新たな指針が示されました。

- ●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの**強い症状**のいずれかがある場合
- ●**重症化しやすい人**で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある場合
- ●上記以外の人で発熱や咳など**比較的軽い風邪の症状**が4日以上続く場合
- ●妊婦の人は重症化しやすい人と同様に、早めにかかりつけ産科医療機関にも相談してください
- ●小児については、かかりつけ小児医療機関にも相談してください

帰国者・接触者相談センター(印旛保健所)
☎043-483-1466(受付時間9時～17時)
※土曜、日曜、祝日、夜間は、千葉県庁 ☎0570-200-613

新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせ
厚生労働省　フリーダイヤル☎0120-565653(受付時間9時～21時)
千　葉　県　☎0570-200-613(24時間対応)